

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年6月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専 決 処 分 書

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、同表備考第5項中「第2階層又は」を「第2階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、」に、同表備考第6項中「第3階層における保育料の1/2」を「月額3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、第2階層（年収約270万円未満相当）の世帯の第2子について、保育料を無料とするとともに、第3階層（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等については、保育料の負担軽減措置を拡大し、第1子については月額3,000円とすることとした。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改正することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行した。